

事業者の皆さん! 「軽減税率制度」に対応できていますか?

消費税軽減税率対策窓口相談等事業

税 務



個別相談会

税理士が相談に応じます!

10月1日に消費税率が引き上げられ、同時に軽減税率制度が導入されました。今年、税率を3種類(旧8%、8%、10%)同時に処理することになり、日々の経理事務が複雑化しています。

会津若松商工会議所では、東北税理士会会津若松支部の協力を得て、税務個別相談会を実施します。

経理処理に不安のある事業者は、ぜひこの機会に専門家へご相談ください。

- ・消費税率引き上げや軽減税率制度導入に関する経理処理
 - ・キャッシュレス化対応に伴う経理処理
 - ・帳簿の記帳や節税等、税務一般に関すること
- …など、税務上の様々な疑問・ご質問にお答えします!



日 時 令和元年 11月18日(月) 【午後】 13時~16時
12月4日(水) 【午前】 9時~12時
12月20日(金) 【午後】 13時~16時

場 所 会津若松商工会議所内 1階相談室

相談員 東北税理士会 会津若松支部税理士

定 員 事前予約制。(1事業所1時間程度)

無料

お問合せ・予約受付先 会津若松商工会議所 経営サービス部 (TEL: 0242-27-1212)

主催: 会津若松商工会議所・中小企業相談所 共催: 東北税理士会会津若松支部

申 込 書

会津若松商工会議所 経営サービス部 行

FAX 0242-27-1207

会社名等	TEL
役 職 氏 名	個別相談予約 (上記よりご予約希望の日時を自由にご記入ください) 月 日 : ~ :
住 所	〒
(相談内容)	

※申込書にご記入いただきました個人情報は、適切な管理を図り、名簿の作成および本相談会に関する連絡の目的のみ使用します。